

根 本 德 司 當 三 十 九 年

ノ 八 名 八 身 柄 差 局 ノ 豫 定 其 他 ノ 二 月 十 日 釋 放 セ リ
三、調停並ニ解決状況

二月三日、今五日、今六日ノ三回労資双方ヲ當廳調停課
ニ 招 致 シ テ 調 停 斡 旋 セ ル ニ 願 初

(1) 會社側ハ復職ニ名 全員解雇ヲ承認セラルハナラバ手
當 其 他 一 切 ヲ 合 シ テ 金 五 千 圓 也 ヲ 支 給 ス ト ノ 案 ヲ 提 出
(2) 爭議團側ハ半數復職、全員解雇ナラ 金ニ萬圓也ヲ支
給セラシタシトノ案ヲ提出

兩者態度強硬ナリシガ今月六日(調停第三日)ニハ會社
側ハ大体全員解雇七千五百圓也並讓歩
又 爭 議 團 側 七 全 員 解 雇 一 萬 二 千 五 百 也 三 讓 歩 之 漸 次 接 近
シ 来 リ

更ニ二月九日第四回ノ會見ヲ約シテ 別レタルモノナル

か(此ノ間三日間ヲ置キタルハ組合代表 安平鹿一 全
高野 實ノ兩名ガ二月八日大段ニ於テ團催ノ全評第三回
中 央 執 行 委 員 會 ニ 出 席 ノ タ メ 都 合 惡 シ ト ノ 事 由 ニ 會 見 延
期 方 ヲ 申 出 デ タ ル ニ 因 ル)

此ノ間前記ノ如ク二月八日暴行事件ヲ惹起シタルヲメ豫
定ノ二月九日ノ會見ハ不能トナリ

更ニ二月十四日 今十五日ノ兩日労資双方ヲ調停課ニ招
致 種 々 調 停 斡 旋 ノ 結 果

(1) 爭議參加者二十一名ノ解雇承認

(2) 解雇手當一切ヲ合シ 金七千五百圓也ヲ會社ハ支給ス
ルコト

ニ 依 ヲ テ 圓 滿 解 決 直 今 ニ 別 記 覺 書 ヲ 交 換 セ リ

右及申(通) 報告也